

第9回厚岸町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和6年3月28日（木）午前10時00分から午前11時00分

2 開催場所 厚岸町役場 2階 庁議室

3 出席委員（11名）

（1） 会 長 1 番 遠 藤 浩 一

（2） 委 員 2 番 貢 則 夫、4 番 蝦 名 哲 也、
5 番 佐 藤 仁 昭、6 番 小 澤 洋 之、
7 番 中 井 勝 之、8 番 中 山 康 彦、
9 番 伊 藤 美 晴、10 番 石 澤 由 紀 子、
13 番 橋 本 隆 幸、14 番 樋 浦 泰 夫

4 欠席委員（3名）

（1） 委 員 3 番 河 村 公 貴、11 番 小 山 裕 市、
12 番 多 田 和 文

5 議事日程

第1 議 案第24号 職員の異動について

第2 議 案第25号 職員の任命について

第3 報 告第8号 農業経営改善計画の認定について

第4 議 案第26号 現況証明願について

第5 議 案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議 案第28号 農用地利用集積計画の決定について

第7 議 案第29号 厚岸町農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について

第8 協議案第3号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

第9 議 案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

局長 江上 圭、主事 北本 慶次朗

7. 会議の概要

局長	本日は、お忙しい中、本総会に出席いただきましてありがとうございます。 開催前に本日の総会出席状況を申し上げます。 10時現在、出席委員11名、欠席委員3名、よって、厚岸町農業委員会会議規則第9条に定める、在任委員14名の過半数が出席されておりますので、会議の成立要件を満たしていることをご報告し、ただいまから、第9回厚岸町農業委員会総会を開催します。 それでは、会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶) はじめに、本日の議事録署名委員を指名します。 議席番号「5番 佐藤委員」、「6番 小澤委員」をお願いいたします。 今回は人事案件として、事務局より議案の提出がなされておりますので、先に議案第24号、25号を一括して議題としたいと思います。 事務局から説明願います。
局長	議案書1ページをお開き願います。 議案第24号「職員の異動について」 職員の異動について、農業委員会等に関する法律第26条により議決を求める。 令和6年3月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 続いて、議案書2ページをお開き願います。 議案第25号「職員の任命について」 当農業委員会の職員として、下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第26条により議決を求める。 令和6年3月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 提案内容について、ご説明申し上げます。 今回、北本主事の異動に伴い、後任として〇〇主任を農業委員会事務局に任命しようとするものであります。 なお、全ての議案が終了後、北本主事、〇〇主任から一言挨拶をいただく予定であります。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	議案第24号、25号について、何かご意見・ご質問はございませんか。
中井委員	議題の根拠法令として、農業委員会等に関する法律26条と記載されているが、26条は1項から5項まであり、任命については3項に規定されているので、できれば何項によ

	りというところまで記載していただきたい。 もう一点、農業委員会等に関する法律が改正になる際、それまでは4項までしかなかったが、5項目が新たに付け加えられて、これまで職員については兼務や短期で代わったりというが多かったので、農業委員会にはある程度専門的な職員を配置したり、研修をしっかりと行う等、そういうことについて町長部局としっかりと協議すべきと、わざわざ法律に明記された。そのため、このことについて委員も知らなければならないし、事務局や会長もしっかり知っておき、そういう体制を作るために努力していかなければならない。またそのことについて、町長部局もよく知っておき配慮しなければならない。 人事の関係等について、今後とも根拠の法律どおりより一層適切にやっていただきたい。せっかく研修を積んでこれから頑張っていたきたいという人が異動になってしまうと、これから所有権移転等がどんどん増えていく中で、農業委員会の組織体制が弱体化してしまうと最終的には農業の振興が低下していくということになるので、そこも含め考慮し、運営していただけたらと思います。
局長	1点目について、今後この案件に限らず詳細に記載するようにいたします。 2点目について、私の方から人事ヒアリングの際に、今後地域計画の策定業務がある、農業委員会は特殊な専門性のある部門だということはお伝えしております。 お話しいただいたお言葉、私どもも非常に心強く受けましたので、今後も農業委員会活動含めて、農業者に不安を与えないような人事・予算等、町の方と協議しながら、進めて参りたいと思います。
会長	他にご意見・ご質問はございませんか。
石澤委員	同じような意見です。前の〇〇会長の時も途中で局長が代わる等ありましたので、できれば会長の方からも町長の方に話し合いを設けてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。
会長	他にご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、議案第24号、25号については、原案のとおり承認させていただきます。 次に日程第3 報告第8号「農業経営改善計画の認定について」を議題とします。 事務局から説明願います。
北本	議案書3ページをお開き願います。 報告第8号「農業経営改善計画の認定について」 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、厚岸町から農業経営改善計画の認定をした旨通知があったので報告する。 令和6年3月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一

	提案内容について、ご説明申し上げます。 今回、町から通知のあった内容について、新規が1件となっております。 議案書5ページに今回の認定一覧を掲載しております。 詳細につきましては、議案説明資料1ページに掲載しておりますので、説明を省略させていただきます。 なお、この新規の1件ですが、今後の議案にも出てきますので、その際改めて詳細について説明いたしますのでよろしくお願いいたします。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	報告第8号について、何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、報告第8号については、原案のとおり承認させていただきます。 次に日程第4 議案第26号「現況証明願について」を議題とします。 事務局から説明願います。
局長	議案書7ページをお開き願います。 議案第26号「現況証明願について」 次の土地の現況証明願を受理したので、証明書を交付するものとする。 令和6年3月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 提案内容をご説明いたします。 今回の証明願の案件は2件となっております。 申請書の写しについては、議案書8ページから9ページに、位置図の資料については、議案資料2ページから3ページに掲載しております。 詳細については、議案説明資料1ページから2ページに掲載しておりますので説明を省略させていただきます。 なお、現地調査については、航空図から見ても明らかであることから、省略することで問題ない旨佐藤部会長・石澤部会長に確認済みであり、証明の可否については可であることを確認しております。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。
会長	議案第26号について、何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、議案第26号については、原案のとおり承認させていただきます。

	だきます。 次に日程第5 議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明願います。
北本	議案書10ページをお開き願います。 議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」 次の者より、農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可書を交付することについて、議決を求める。 令和6年3月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 提案内容について、ご説明申し上げます。 今回の案件は、賃貸借が1件となっております。 許可申請書の写しについては、議案書11ページから17ページに、位置図の資料については、議案資料5ページに掲載しております。 詳細については、議案説明資料2ページに掲載しております。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	議案第27号について、何かご意見・ご質問はございませんか。
中井委員	次の議案で利用集積が出てきますが、同じ賃貸でも期限を定めないので3条、期限を定めるのが利用集積ということでしょうか。
北本	農地法も期限が設定されておりまして、12ページ上の表の中に、その他5期となっており、これは5年ということで、あくまで農地法は相対で決めて農業委員会に許可を諮るというもので、農地法は5年の期限が過ぎた後も自動更新されていくので、先程委員おっしゃられたとおり、ずっと契約が続くというイメージがあるのかなと思います。次の議案の利用集積については、期限を迎えたら自動更新されないの、改めて更新する必要があるということになります。
会長	他に何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、議案第27号については、原案のとおり承認させていただきます。 次に日程第6 議案第28号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局から説明願います。

局長	議案書18ページをお開き願います。 議案第28号「農用地利用集積計画の決定について」 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、厚岸町から決定を求められた農用地利用集積計画について、議決を求める。 令和6年3月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 提案内容について、ご説明申し上げます。 今回の案件は、賃貸借が35件となっております。 各筆明細書の写しについては議案書20ページから59ページに、位置図の資料については議案資料7ページから42ページに掲載しております。 詳細については、議案説明資料2ページから10ページに掲載しておりますので説明を省略させていただきます。 なお、整理番号1563については〇〇委員が、整理番号1571については〇〇委員が「議事参与の制限」に該当いたします。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	整理番号1563については〇〇委員が、整理番号1571については〇〇委員が「議事参与の制限」に該当しますので、それ以外を先に審議したいと思います。 何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑が無いようですので、整理番号1563、1571以外について、原案のとおり承認させていただきます。 次に、先に整理番号1571について、審議いたします。 〇〇委員が「議事参与の制限」に該当しますので、退室を求めます。 暫時休憩いたします。 (〇〇委員退室) 再開いたします。 本件について、何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、本件については、原案のとおり承認させていただきます。 暫時休憩いたします。 (〇〇委員入室) 再開いたします。〇〇委員にご報告いたします。

	本件については、原案のとおり承認されました。 次に整理番号1563について、〇〇委員が「議事参与の制限」に該当するため、審議開始から終了まで退席します。 議長につきましては、会長職務代理に委ねたいと思います。 休憩します。 (会長退室)
代理	(会長職務代理 議長席に移動) 再開します。 整理番号1563について、何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、本件については、原案のとおり承認させていただきます。 暫時休憩いたします。 (〇〇委員入室) 再開いたします。〇〇委員にご報告いたします。 本件については、原案のとおり承認されました。 暫時休憩いたします。 (議長交代)
会長	再開いたします。 次に日程第7 議案第29号「厚岸町農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」を議題とします。 事務局から説明願います。
北本	議案書60ページをお開き願います。 議案第29号「厚岸町農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」 このことについて、厚岸町から意見を求められたので付議する。 令和6年3月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 提案内容について、ご説明申し上げます。 厚岸町から意見を求められた案件は、用途区分変更1件、除外3件となっております。 議案書61ページに厚岸町からの意見聴取依頼書の写し、67ページに厚岸町に提出する意見書を掲載しております。 詳細については、議案説明資料10ページに掲載しております。 また、位置図等については、議案資料44から61ページに掲載しております。

	なお、番号１については佐藤委員、番号４については〇〇委員が「議事参与の制限」に該当いたします。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	番号１については〇〇委員が、番号４については〇〇委員が「議事参与の制限」に該当しますので、それ以外を先に審議したいと思います。 何かご意見・ご質問はございませんか。 （質疑なし） 特に質疑が無いようですので、番号１、４以外について、原案のとおり承認させていただきます。 次に、番号１について、審議いたします。 〇〇委員が「議事参与の制限」に該当しますので、退室を求めます。 暫時休憩いたします。 （〇〇委員退室） 再開いたします。 本件について、何かご意見・ご質問はございませんか。
代理	この会社は合同会社ということですが、農業者が社員なので、認定農業者も自動的になるものなのか。
北本	先程報告第８号で上げさせていただいたが、農業者から町に計画等を記載した申請書の提出があり、それを受け町で判断して、先日認定されたというところです。
会長	他に何かご意見・ご質問はございませんか。 （質疑なし） 特に質疑がないようですので、本件については、原案のとおり承認させていただきます。 暫時休憩いたします。 （〇〇委員入室） 再開いたします。〇〇委員にご報告いたします。 本件については、原案のとおり承認されました。 次に、番号４について、審議いたします。 〇〇委員が「議事参与の制限」に該当しますので、退室を求めます。 暫時休憩いたします。 （〇〇委員退室）

	再開いたします。 本件について、何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、本件については、原案のとおり承認させていただきます。 暫時休憩いたします。 (〇〇委員入室) 再開いたします。〇〇委員にご報告いたします。 本件については、原案のとおり承認されました。 ここで追加議案を日程に追加いたします。よろしいでしょうか。 (異議なしの声) 次に日程第8 協議案第3号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。 事務局から説明願います。
局長	追加議案書1ページをお開き願います。 協議案第3号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」 令和6年度最適化活動の目標の設定等について、次のとおり協議する。 令和6年3月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 提案内容について、ご説明申し上げます 詳細については、追加議案説明資料1ページに掲載しておりますが、追加議案のため読み上げさせていただきます。 (読み上げ) 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。
会長	協議案第3号について、何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、協議案第3号については、原案のとおり承認させていただきます。 次に日程第9 議案第30号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明願います。
北本	追加議案書5ページをお開き願います。 議案第30号「農地法第4条の規定による許可申請について」

	次の者より、農地等を目的以外に供するための許可申請があったので、意見書を付して北海道知事へ進達するものとする。 令和6年3月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 提案内容について、ご説明申し上げます。 今回許可申請があった案件は、1件となっております。 詳細については、追加議案説明資料1ページから2ページに掲載しておりますが、追加議案のため読み上げさせていただきます。 (読み上げ) なお、本件については〇〇委員が「議事参与の制限」に該当いたします。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	本件については〇〇委員が「議事参与の制限」に該当しますので、退室を求めます。 暫時休憩いたします。 (〇〇委員退室) 再開いたします。 本件について、何かご意見・ご質問はございませんか。
代理	確認ですが、この土地は既に法人で登記済みでしょうか。合同会社の意味はよく把握しておりませんが、要は代表社員の〇〇さんの土地に、法人の〇〇で建物を建てるというところですよ。土地は〇〇さんの名義でかまわないのか。
貢委員	私も合同会社をやっているが、土地は私個人の土地で、法人に無償で貸しているの、それであれば問題は無いのかと。恐らく司法書士が入ってやっていると思うので、そこら辺については問題ないかと。
中井委員	先程の議案で農振除外ということだったが、農振外して農地以外になってから、農業委員会を通さず貸借の契約を結ぶという整理ではないかと。
代理	申請者と土地所有者との土地の契約について、詳細がどうなっているのかというところを確認できない以上、この場では承認というのは難しいのでは。
局長	一度この場では議案を下げさせていただいて、本人等に詳細確認し、改めて次回総会にて上げさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
会長	再開いたします。〇〇委員にご報告いたします。 本件については、この場では可決できなかったもので、転用するという内容についてはよろしいが、個人と法人との土地の詳細について確認し、改めて次回総会で諮るということでよろしく願いいたします。

	以上で、本日の議案を全部終了しました。 事務局よりスケジュールの説明をお願いいたします。
局長	・スケジュール ・「そうげん」の発行について ・今後の農地の査定等について
会長	最後に、今回異動となったお二方に、一言ご挨拶をいただきたいと思います。 (挨拶) 以上で、第9回厚岸町農業委員会総会を終了いたします。 本日はご苦勞様でした。

上記相違ないことを確認し、署名押印する。

議長 厚岸町農業委員会会長

印

議事録署名委員 5番

印

議事録署名委員 6番

印